



山形県公報

令和6年4月23日(火)
第497号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 置賜文化ホールの利用料金……………(置賜総合支庁総務課) ……517
- 平成16年3月県告示第383号(悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定)の一部改正……………(水大気環境課) ……523
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(農業技術環境課) ……同
- 県証紙売りさばき人の指定……………(会計局) ……525
- 県証紙売りさばき人の氏名等の変更の届出……………(同) ……同

公 告

- 一般競争入札の公告……………(下水道課) ……526

告 示

山形県告示第346号

置賜文化ホール条例(平成13年7月県条例第41号)第11条第2項の規定により、置賜文化ホールの利用料金を次のとおり承認した。

令和6年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 令和6年4月1日から同年9月30日までの利用料金

(1) 施設

区 分		利 用 料 金 の 額					
		午前9時から 正午までの間	午後1時から 午後5時までの間	午後6時から 午後10時までの間	左記以外の時 間	冷暖房使用に係る加算 額(1時間当たり)	
						冷房	暖房
ホ ー ル	入場料金を領 収しない場合 及び1,000円 以下の入場料 金を領収する 場合	16,500円	22,000円	22,000円	1時間当たり 8,230円		
	1,000円を超 え3,000円以 下の入場料 金を領収する場 合	24,750円	33,000円	33,000円	1時間当たり 12,340円	4,400円	4,710円

	3,000円を超える入場料金を領収する場合	33,000円	44,000円	44,000円	1時間当たり 16,460円		
	準備又は練習のために使用する場合	8,250円	11,000円	11,000円	1時間当たり 4,110円		
第 1	楽 屋	780円	1,030円	1,030円	1時間当たり 380円	440円	480円
第 2	楽 屋	620円	830円	830円	1時間当たり 300円	440円	480円
第 3	楽 屋	530円	730円	730円	1時間当たり 250円	410円	410円
第 4	楽 屋	380円	510円	510円	1時間当たり 180円	200円	200円
第 5	楽 屋	380円	510円	510円	1時間当たり 180円	200円	200円
第 1	練 習 室	930円	1,250円	1,250円	1時間当たり 460円	90円	90円
第 2	練 習 室	620円	830円	830円	1時間当たり 300円	50円	50円
第 3	練 習 室	380円	510円	510円	1時間当たり 180円	20円	20円
第 4	練 習 室	380円	510円	510円	1時間当たり 180円	20円	20円
大 会 議 室	入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合	3,920円	5,230円	5,230円	1時間当たり 1,950円	740円	690円
	1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合	5,880円	7,840円	7,840円	1時間当たり 2,920円		
	3,000円を超える入場料金を領収する場合	7,840円	10,460円	10,460円	1時間当たり 3,900円		

備考

- 1 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、3,000円を超える入場料金を領収するものとみなす。
- 2 午前9時から午後5時まで引き続き使用する場合にあつては正午から午後1時までの間、午後1時から午後10時まで引き続き使用する場合にあつては午後5時から午後6時までの間に係る利用料金（冷暖房使用に係る加算額を除く。）は、無料とする。
- 3 この表に掲げる施設の使用に当たり特別に電気を消費する場合は、この表に掲げる額に1時間当たり100円に持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）を乗じた額を加算した額とする。

(2) 設備

種別	設 備 名	単 位	利用料金の額
舞 台 設 備	音響反射板（照明を含む。）	一式	3,970円
	所作台（開帳場及び化粧箱 <small>化粧箱</small> を含む。）	一式	6,270円
	平台	1台	100円
	箱足	1台	50円
	開き足	1脚	50円
	木台	1台	50円
	松羽目	一式	1,560円
	竹羽目	一式	2,080円
	びょうぶ	1双	1,030円
	紗幕	一式	830円
	めくり台	1台	100円
	毛せん	1枚	100円
	上敷ござ（大）	1枚	200円
	上敷ござ（小）	1枚	100円
	地がすり	1枚	730円
	バレエシート	一式	2,080円
	人形立て	1本	100円
	長座布団	1枚	100円
	高座用座布団	1枚	100円
	鳥屋囲い	一式	1,030円
	演台	1台	1,030円
	司会者台	1台	510円
	指揮者用譜面台、指揮台	一式	510円
	演奏者用譜面台	1台	50円
	コントラバス用椅子	1脚	100円
	仮設花道	一式	4,180円
	花道用所作台	一式	1,030円
能舞台	一式	5,230円	
ピ ア ノ	スタインウェイ（ホール用）	1台	8,370円
	ヤマハ（練習室用）	1台	1,560円
映 写 設 備	16mm映写機（ホール用）	一式	4,170円
	ビデオプロジェクター	一式	1,560円
	スライド映写機	一式	1,030円
	オーバーヘッドプロジェクター	一式	1,030円
	スクリーン（ホール用）	一張	1,030円
音 響 設 備	拡声装置（ホール用）	一式	2,610円
	拡声装置（大会議室用）	一式	1,250円
	カセットデッキ	1台	730円
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	730円
	デジタルオーディオテープレコーダー	1台	1,030円
	ミニディスクレコーダー	1台	1,030円
	ステージスピーカー	1組	510円
	移動用スピーカー	1組	510円
	三点吊 <small>フック</small> マイクロホン装置	一式	510円
	ワイヤレスマイク	1本	510円

	コンデンサーマイク	1本	510円
	ダイナミックマイク	1本	510円
照 明 設 備	フットライト（置型）	1列	510円
	ローアホリゾンライト	1列	1,030円
	ボーダーライト	1列	1,030円
	サスペンションライト	1列	2,080円
	スポットライト	1台	300円
	アッパーホリゾンライト	1列	1,250円
	フロントサイドライト（右）	一式	2,080円
	フロントサイドライト（左）	一式	2,080円
	シーリングスポットライト	一式	2,080円
	センタースポットライト	1台	2,080円
	スタンド	1本	200円
	プロジェクタースポットライト	1台	1,030円
	照明効果マシン	1台	510円
	オブジェクティブレンズ	1台	100円
	ミラーボール（吊型）	1台	1,030円
	ミラーボール（置型）	1台	1,030円
	ファイアーマシン	1台	1,030円
	オーロラマシン	1台	1,030円
	波マシン	1台	1,030円
	スモークマシン	一式	3,120円
ストロボマシン	1台	1,030円	
星球	一式	1,030円	

備考 この表に定める額は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの利用料金の額である。

2 令和6年10月1日から令和11年3月31日までの利用料金

(1) 施設

区 分		利 用 料 金 の 額					
		午前9時から 正午までの間	午後1時から 午後5時までの 間	午後6時から 午後10時までの 間	左記以外の時 間	冷暖房使用に係る加算 額（1時間当たり）	
						冷房	暖房
ホ ー ル	入場料金を領 収しない場合 及び1,000円 以下の入場料 金を領収する 場合	17,300円	23,100円	23,100円	1時間当たり 8,640円		
	1,000円を超 え3,000円以 下の入場料 金を領収する場 合	25,900円	34,600円	34,600円	1時間当たり 12,900円	4,620円	4,940円
	3,000円を超 える入場料 金を領収する場 合	34,600円	46,200円	46,200円	1時間当たり 17,200円		

	準備又は練習のために使用する場合	8,660円	11,500円	11,500円	1時間当たり 4,310円		
第1	楽屋	810円	1,080円	1,080円	1時間当たり 390円	460円	500円
第2	楽屋	650円	870円	870円	1時間当たり 310円	460円	500円
第3	楽屋	550円	760円	760円	1時間当たり 260円	430円	430円
第4	楽屋	390円	530円	530円	1時間当たり 180円	210円	210円
第5	楽屋	390円	530円	530円	1時間当たり 180円	210円	210円
第1	練習室	970円	1,310円	1,310円	1時間当たり 480円	90円	90円
第2	練習室	650円	870円	870円	1時間当たり 310円	50円	50円
第3	練習室	390円	530円	530円	1時間当たり 180円	20円	20円
第4	練習室	390円	530円	530円	1時間当たり 180円	20円	20円
大会 議室	入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合	4,110円	5,490円	5,490円	1時間当たり 2,040円	770円	720円
	1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合	6,170円	8,230円	8,230円	1時間当たり 3,060円		
	3,000円を超える入場料金を領収する場合	8,230円	10,900円	10,900円	1時間当たり 4,080円		

備考

- 1 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、3,000円を超える入場料金を領収するものとみなす。
- 2 午前9時から午後5時まで引き続き使用する場合にあつては正午から午後1時までの間、午後1時から午後10時まで引き続き使用する場合にあつては午後5時から午後6時までの間に係る利用料金（冷暖房使用に係る加算額を除く。）は、無料とする。
- 3 この表に掲げる施設の使用に当たり特別に電気を消費する場合は、この表に掲げる額に1時間当たり100円に持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）を乗じた額を加算した額とする。

(2) 設備

種別	設 備 名	単 位	利用料金の額
舞 台 設 備	音響反射板（照明を含む。）	一式	4,160円
	所作台（開帳場及び化粧框を含む。）	一式	6,570円
	平台	1台	100円
	箱足	1台	50円
	開き足	1脚	50円
	木台	1台	50円
	松羽目	一式	1,630円
	竹羽目	一式	2,180円
	びょうぶ	1双	1,080円
	紗幕	一式	870円
	めくり台	1台	100円
	毛せん	1枚	100円
	上敷ござ（大）	1枚	210円
	上敷ござ（小）	1枚	100円
	地がすり	1枚	760円
	バレエシート	一式	2,180円
	人形立て	1本	100円
	長座布団	1枚	100円
	高座用座布団	1枚	100円
	鳥屋囲い	一式	1,080円
	演台	1台	1,080円
	司会者台	1台	530円
	指揮者用譜面台、指揮台	一式	530円
	演奏者用譜面台	1台	50円
コントラバス用椅子	1脚	100円	
仮設花道	一式	4,380円	
花道用所作台	一式	1,080円	
能舞台	一式	5,490円	
ピ ア ノ	スタインウェイ（ホール用）	1台	8,760円
	ヤマハ（練習室用）	1台	1,630円
映 写 設 備	16mm映写機（ホール用）	一式	4,350円
	ビデオプロジェクター	一式	1,630円
	スライド映写機	一式	1,080円
	オーバーヘッドプロジェクター	一式	1,080円
	スクリーン（ホール用）	一張	1,080円
音 響 設 備	拡声装置（ホール用）	一式	2,730円
	拡声装置（大会議室用）	一式	1,310円
	カセットデッキ	1台	760円
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	760円
	デジタルオーディオテープレコーダー	1台	1,080円
	ミニディスクレコーダー	1台	1,080円
	ステージスピーカー	1組	530円
	移動用スピーカー	1組	530円
	三点吊マイクロホン装置	一式	530円
	ワイヤレスマイク	1本	530円

	コンデンサーマイク	1本	530円
	ダイナミックマイク	1本	530円
照 明 設 備	フットライト（置型）	1列	530円
	ローアークライト	1列	1,080円
	ボーダーライト	1列	1,080円
	サスペンションライト	1列	2,180円
	スポットライト	1台	310円
	アッパーホリゾンライト	1列	1,310円
	フロントサイドライト（右）	一式	2,180円
	フロントサイドライト（左）	一式	2,180円
	シーリングスポットライト	一式	2,180円
	センタースポットライト	1台	2,180円
	スタンド	1本	210円
	プロジェクタースポットライト	1台	1,080円
	照明効果マシン	1台	530円
	オブジェティブレンズ	1台	100円
	ミラーボール（吊型）	1台	1,080円
	ミラーボール（置型）	1台	1,080円
	ファイアーマシン	1台	1,080円
	オーロラマシン	1台	1,080円
	波マシン	1台	1,080円
	スモークマシン	一式	3,270円
ストロボマシン	1台	1,080円	
星球	一式	1,080円	

備考 この表に定める額は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの利用料金の額である。

山形県告示第347号

平成16年3月県告示第383号（悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、令和6年5月1日から施行する。

令和6年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第2第1項中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 朝日町の地域のうち、次のA区域及びB区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の区域

ロ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域及び準工業地域の区域

山形県告示第348号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

山形農業協同組合

代表理事組合長 岡崎 輝明

山形市旅籠町一丁目12番地35号

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
高橋 広行 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和6年4月1日
吉田 邦弘 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐藤 隆一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
山口 正昭 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
高橋 俊一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
樋口 彰史 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
古内 拓己 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
笹原 宏之 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
秋葉 達也 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
井上 信一郎 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
結城 直人 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
東海林 賢一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
熊谷 徹 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
屋島 正人 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
板坂 和広 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
寒河江 章 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
渡辺 和則 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
齋藤 恭宏 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
坂本 健一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
柏倉 聖之 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
朝倉 史貴 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
逸見 安博 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
矢萩 信哉 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

	荒井 雅広 玄米、小麦、大豆、そば		
	栗野 達也 玄米、小麦、大豆、そば		

2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

酒田市袖浦農業協同組合
代表理事組合長 五十嵐 良弥
酒田市坂野辺新田字葉萱112番地

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
佐藤 助弘 もみ、玄米、大豆	同 左	国内産農産物に限る。	令和6年4月1日
加賀 徹 もみ、玄米、大豆	同 左		
村上 淳一 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐藤 勝 もみ、玄米、大豆	同 左		
五十嵐 正義 もみ、玄米	同 左		
阿部 恵理 もみ、玄米、大豆	同 左		
太田 明日香 もみ、玄米、大豆			
	佐藤 秀平 もみ、玄米		

山形県告示第349号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

令和6年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名称及び代表者氏名	所在地	売りさばき所の所在地	指定年月日	売りさばき開始年月日
県都プランニング 代表 太田 裕二	山形市大野目一丁目 4番45-23号	同左	令和 6. 4. 10	令和 6. 4. 22

山形県告示第350号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第13条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の名称を変更した旨の届出があった。

令和6年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人の名称及び代表者氏名		売りさばき所の所在地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
東南置賜地区食品衛生協会 会長 高野 好弘	置賜地区食品衛生協会 会長 高野 好弘	米沢市金池七丁目1番50号	令和 6. 4. 1

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県流域下水道事業公営企業会計システム運用保守及び新規稼働基盤への移行業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和6年6月6日（木） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県流域下水道事業公営企業会計システム運用保守及び新規稼働基盤への移行業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和11年6月30日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

(1)から(8)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(9)から(13)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に情報処理類の役務を提供し、又は提供しようとする者として登載されていること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的

- に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001 (ISO/IEC27001) の基準に適合することによる認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。
- (7) 平成31（令和元）年度以降に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、公営企業会計システムを構築した実績及び当該システムの運用保守業務を行った実績（共同企業体の構成員として当該システムを構築した実績及び当該システムの運用保守業務を行った実績を含む。）があること。この場合において、債務負担行為又は長期継続契約に係る契約期間中の業務については、年度ごとに業務を完了し、検査に合格したものを実績とする。
- (8) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (9) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体の全ての構成員が(6)の要件を満たしていること。
- (11) 共同企業体のいずれかの構成員が(7)の要件を満たしていること。
- (12) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (13) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部下水道課流域下水道経営担当 電話番号023(630)2661
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県県土整備部下水道課流域下水道経営担当で交付するほか、山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和6年5月17日（金）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月9日（木）午後4時までに山形県県土整備部下水道課流域下水道経営担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。
- イ 3の(6)及び(7)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(10)から(12)に係る事項を証明する書類）
- ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

る。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of services required: Operation and maintenance of software for the local public enterprise accounting system of Yamagata Prefecture regional sewerage system as well as the transition to a new operational infrastructure: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. June 6, 2024

(3) Contact point for the notice: Basin Sewerage Section, Sewer Management Division, Land Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2661